

貨物軽自動車運送事業を經營される方へ

貨物軽自動車運送事業を經營される方は、下記の事項等を遵守し、法令違反とならないよう事業を行って下さい。

記

1. 道路運送法に違反する旅客行為は行わないこと。
2. 使用車両には、ハイヤー・タクシーの表示、又はこれと紛らわしい表示は行わないこと。また、運賃メーター器及び屋上灯、又はこれらに類似するものを装着しないこと。
3. 自動車の運行にあたっては、運行管理を適切に行い、自動車事故防止に最善を尽くすこと。
4. 事故記録簿を備え付け、適切に記録するとともに、死傷事故及び火災事故等重大と思われる事故を惹き起こしたときは、当支局あて速やかに報告すること。
5. 届出車両の全てについて、任意保険（被害者1名につき保険金額5,000万円以上の対人保険又は共済）に加入すること。
6. 東北運輸局福島運輸支局長から、日時場所を指定して出頭を求められたときは、これに応ずること。
7. 次の経営内容に変更があった場合は、指定の手続きを行うこと。
 - (1) 氏名または名称、住所（営業所・車庫の位置を含む。）
 - (2) 休憩施設・車庫の位置又は面積
 - (3) 自動車の総数（ただし、総数が0になる減車の場合は、事業の廃止の必要があります。）
 - (4) 使用する自動車の種別
 - (5) 事業の廃止

※ 手続き等で不明の点がありましたら、東北運輸局福島運輸支局までお問い合わせ下さい。

連絡先	東北運輸局福島運輸支局 輸送・監査部門
住所	福島市吉倉字吉田54番地
TEL	024-546-0345（音声ガイダンス3番）
FAX	024-545-1561

軽貨物自動車運送事業者の皆様へ

～安全運行を行うために必要な法令遵守のご案内～

別添3

軽貨物自動車運送事業者に対して、関係法令において以下に示すような安全確保等にかかる規定がありますので、これらを遵守いただき安全運行につとめてください。

「主な安全規制」

・休憩や休息が十分とれるように、勤務時間及び乗務時間を定めていただき、これを遵守しましょう。



貨物自動車運送の届出です。
旅客の運送はできません！



表

・乗務前にアルコールチェッカーによる酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、記録する必要があります。



・貨物の運送に関する損害賠償に対応できる任意保険等に加入しましょう。



・過積載運行はやめましょう。
乗用車使用の場合、積載可能な重量は
(乗車定員 - 乗車人数) × 55kgです。



・車両に名称、氏名若しくは記号を見やすいように表示しましょう。

・視野もしくはハンドルその他の装置の操作を妨げることとなるような積載はやめましょう(道交法)。



裏面に続く

軽貨物自動車運送事業者の皆様へ

～安全運行を行うために必要な法令遵守のご案内～

運転手を雇用している場合は、表面の安全規制の他、次の事項も実施しなければなりません。

・運転者を雇用している場合、乗務前に酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、安全な運行を行うための指示、いわゆる「点呼」を実施しましょう。



・過積載にならないよう運転者に適切に指導しましょう。



裏

・安全な運行を行うため、運転者に適切な指導を実施し、その結果を記録しましょう。



これら「主な安全規制」は、遵守しなければならない一例となります。

詳しくは
・「貨物自動車運送事業輸送安全規則」をご覧ください
・各都道府県の運輸支局輸送担当まで、ご連絡ください。



運輸局 運輸支局長 殿

貨物軽自動車運送事業経営届出書

今般、貨物軽自動車運送事業を経営したいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事務所)		開始予定日		令和 年 月 日	
ふりがな					
氏名又は名称 (主たる事務所の名称)	(通称名:)				
代表者氏名					
住所 (主たる事務所の位置)					
電話番号					
事業計画の内容 (住所と同じ場合は、 <input type="checkbox"/> 欄にチェックを入れる)					
営業所の名称及び位置					
営業所名	位置				
	<input type="checkbox"/> 住所に同じ				
事業用自動車の種別ごとの数					
	車両数	乗車定員		車両数	乗車定員
軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名
			二輪	両	名
自動車車庫の位置及び収容能力					
位置				営業所からの距離	収容能力
<input type="checkbox"/> 住所に同じ				m	m ²
乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力					
位置				収容能力	
<input type="checkbox"/> 住所に同じ				m ²	
運送約款(該当する <input type="checkbox"/> 欄にチェックを入れる)					
<input type="checkbox"/> 標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第171号)					
<input type="checkbox"/> 標準貨物軽自動車引越運送約款(平成15年国土交通省告示第172号)					
<input type="checkbox"/> その他運送約款					

運行管理体制を記載した書面	
所属営業所名	運行管理の責任者氏名

運輸局 支局長 殿	
宣 誓 書	
<input type="checkbox"/> 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。	
<input type="checkbox"/> 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。	
<input type="checkbox"/> 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。	
令和 年 月 日	住所
	氏名
	(名称)

貨物軽自動車運送事業の経営届出様式を使用した場合の記入要領

1. 届出日の欄
経営届出書を運輸支局に提出する日を記入してください。
2. 開始予定日の欄
事業を始める日を記入してください。
3. 氏名又は名称(主たる事務所の名称)の欄
 - (1)個人名義で事業を行う場合は、氏名を記入してください。(記入例:〇〇 一郎)
 - (2)法人名義で事業を行う場合は、会社の正式名称を記入してください。(記入例:株式会社 〇〇運送)
 - (3)事業経営上、通称名を使用する場合は、(通称名:)の欄に、その名称を記入してください。(記入例: 〇〇 運)
4. 代表者氏名の欄
法人名義で事業を行う場合は、代表者の氏名を記入してください。(記入例:代表取締役 〇〇 一郎)
5. 住所(主たる事務所の位置)の欄
 - (1)個人名義で事業を行う場合は、その方の住所を記入してください。
 - (2)法人名義で事業を行う場合は、会社の本社所在地を記入してください。
6. 電話番号の欄
連絡先となる電話番号を記入してください。
7. 営業所の名称及び位置
 - (1)営業所名の欄
事業用自動車を配置する営業所の名称を記入してください。
(記入例)
 - ・個人名義で1両で事業を行う場合には、自宅が営業所ということが考えられますので、その場合には、本店或い〇〇運送といった記入が考えられます。
 - ・法人名義で事業を行う場合には、会社で決めた名称を記入してください。
 - (2)位置の欄
当該営業所の住所を記入してください。なお、住所と同じ場合は、「□住所に同じ」のところの□にレ点し、住所の記入を省略して結構です。
 - (3)営業所が複数有る場合の記入等方法
2ヶ所目以降の営業所については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
8. 事業用自動車の種別ごとの数
 - (1)営業所ごとの事業用自動車の種別ごとの数を、該当する欄に記入してください。
注)種別のうち、
 - ・軽(普通)とは、軽自動車で霊枢及び二輪以外の自動車のことです。
 - ・軽(霊枢)とは、軽自動車で霊枢自動車のことです。
 - ・二輪とは、二輪バイクで125CCを超える排気量のものです。
 - (2)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
9. 自動車車庫の位置及び収容能力
 - (1)位置の欄
事業用自動車の車庫の住所を記入してください。なお、住所と同じ場合は、「□住所に同じ」のところの□にレ点し住所の記入を省略して結構です。
 - (2)収容能力の欄
車庫の面積を記入してください。
 - (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に同様の記入方法で記入してください。
10. 乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
「9. 自動車車庫の位置及び収容能力」に準じて記入してください。
11. 標準運送約款と同一の運送約款を定めるかどうかの別
 - (1)標準貨物軽自動車運送約款、標準貨物軽自動車引越運送約を使用する場合には、該当する運送約款の□にレ点してください。
 - (2)標準運送約款以外の運送約款を使用する場合は、「その他運送約款」の□にレ点してください。なお、この場合当該運送約款を添付することが必要となります。
12. 運行管理体制を記載した書面
 - (1)所属営業所名の欄
上記営業所の名称を記入してください。
 - (2)運行管理の責任者氏名の欄
上記営業所における、日常の運行管理責任者の氏名を記入してください。
(記載例)
 - ・個人名義で1両で事業を行う場合には、事業者本人が責任者であれば本人の氏名を記入してください。
 - ・法人名義で事業を行う場合には、営業所ごとに会社で選任した責任者の氏名を記入してください。
 - (3)営業所が複数有る場合の営業所ごとの記入等方法
2ヶ所目以降の営業所分については、別に定めた補助用紙の所定欄に運行管理責任者の氏名を記入してください。
13. 宣誓書
自動車車庫について使用権原があることが確実である場合、及び、車庫の土地・建物が都市計画法等(農地法、建築基準法、車両制限令等)の関係法令に抵触していないこと、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することが確実である場合に、日付の欄に届出日と同様の日付を記載し、住所及び氏名の欄に届出人の住所、及び、氏名又は名称を記入してください。なお、宣誓書の記入がない場合は、届出内容が補正されてから受理します。

貨物軽自動車運送事業経営届出書補助様式

事業計画の内容									
営業所の名称及び位置									
営業所名		位置						運行管理責任者	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
事業用自動車の種別ごとの数									
		車両数	乗車定員		車両数	乗車定員		車両数	乗車定員
1	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
2	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
3	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
4	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
5	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
6	軽(普通)	両	名	軽(霊柩)	両	名	二輪	両	名
自動車車庫の位置及び収容能力									
位置							営業所からの距離	収容能力	
1	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m	m ²	
2	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m	m ²	
3	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m	m ²	
4	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m	m ²	
5	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m	m ²	
6	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m	m ²	
乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力									
位置							収容能力		
1	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m ²		
2	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m ²		
3	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m ²		
4	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m ²		
5	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m ²		
6	<input type="checkbox"/> 営業所に同じ						m ²		

令和 年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
電話番号

貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金属届出書

今般、貨物軽自動車運送の運賃及び料金を設定したので貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定により、関係書類を添えて届出致します。

記

1. 氏名又は名称及び住所
住 所
氏名又は名称
2. 事業の種別
貨物軽自動車運送事業
3. 設定しようとする運賃及び料金を適用する地域
4. 設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
別紙のとおり
5. 実施日
令和 年 月 日

貨物軽自動車運送事業運賃料金表

1. 距離制運賃

距離制運賃は、
 k m以上 k m迄を k m 円とし、
 k m以上 k m迄を k m 円とし、
 k m以上 k m迄を k m 円とする。

運賃表

		重量 (k g)	k g 迄
k m 迄	単価	円	円
k m "	"	円	円
k m "	"	円	円
k m "	"	円	円
k m "	"	円	円
k m "	"	円	円
k m "	"	円	円
k m "	単価	円	円
k m "	"	円	円
k m "	"	円	円
k m "	"	円	円
k m "	"	円	円
k m "	"	円	円
k m "	"	円	円
k m 以上	単価	円	円

2. 個数制運賃

個数制運賃は、荷物一個（縦・横・高さの合計寸法 m以内）の運賃に、下記の表の通りとする。

運賃表

距離 \ 重量	縦・横・高さの合計寸法は m以内 k g 迄			
	k g 迄	k g 迄	k g 迄	k g 迄
k m 迄				
k m 迄以上				

※ / k m以上及び k g 以上の運賃は距離制運賃を適用する。

3. 時間制運賃

	一時間	基礎走行キロ	k m	円
	一日八時間	基礎走行キロ	k m	円
加算額	一時間	1. 基礎走行キロ	k mを超える場合は、距離制運賃に掲げてある金額で収受する。	
		2. 基礎時間を超える場合は、1時間ごとに	円、1時間未満の場合は、30分まで増すごとに	円加算する。
	一日八時間	1. 基礎走行キロ	k mを超える場合は、距離制運賃に掲げてある金額で収受する。	
		2. 基礎時間を超える場合は、1時間ごとに	円、1時間未満の場合は、30分まで増すごとに	円加算する。

4. 諸料金

(1) 車両留置料

車両留置料は、30分まで 円として加算する。

荷物の積卸し時間 分まで 円とする。

5. 運賃割増率

(1) 品目割増

項目	内 容	割 増 率
易損品	1. レントゲン機械・電子計算精密機器で1個の価格が100万円以上のもの 2. 宮みこし・仏壇・神仏像 3. オルガン	割以上の臨時の約束による。
特殊物件	1. 引越荷物・生きた動物、鮮魚介類	割
	2. 汚わい品	割
	3. 貴重品・高価品等	割以上の臨時の約束による。

(2) 特大品割増

1. 1個の長さが荷台の長さに1割を加えたもの	割以上の臨時の約束による。
2. 重量100kgまたは容積1立方m以上のもの	

(3) 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所、ならびに自動車道以外の場所に限る。	割
--	---

(4) 深夜早朝割増

午後10時から午前5時までの作業	割
------------------	---

6. 距離制運賃適用方

(1) 運賃料金計算の基本

運賃及び料金は、使用車両1車1回の運送ごとに計算します。

(2) 運賃計算の方法

- ①. 運賃は、実車走行運送距離によって、運賃表に掲げてある金額とします。
- ②. 割増率が適用される貨物については、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額で計算します。

(3) 端数の処理

運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、計算した金額の50円未満の端数は50円に、50円から100円未満の端数は100円に切り上げます。

(4) キロ程の計算

運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最低となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(5) 品目別割増

貨物が割増し品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物、又は、異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうち最高の割増率を適用します。

(6) 特大品割増

貨物の長さ及び高さ、重量又は容積が特に大きなきは、所定の割増率を適用します。

(7) 悪路割増

運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

悪路割増区間の運送距離による運賃×(悪路割増)

(8) 深夜、早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)に行われる運送(当該運送のための作業時間及び車両留置時間を含む)については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜、早朝割増適用時間÷運送時間×運賃(割増が適用されない場合の運賃総額)×(深夜早朝割増)

(9) 車両留置料

車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により留置された時間については、所定の車両留置料を収受します。

(10) 計算の順序

運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ①. 実車運送距離による運賃の計算。
- ②. 割増率による適用計算。
- ③. (3)による運賃の端数処理。
- ④. 諸料金(端数処理を含む)及び実費の計算。

(11) 実費負担

荷役費用及び荷主の要求により要する次に掲げる費用は、実費として収受します。

- ①. フェリー利用料(航送中の諸経費を含む。)
- ②. 有料道路使用料
- ③. 架装費用
- ④. その他、運送に関連して求められるサービスに対する費用

(12) その他

この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で当事者間の取決め又は慣習によるものとします。

7. 時間制運賃料金の適用方

(1) 運賃料金計算の基本

- ①. この運賃及び料金は、距離制運賃によることを適切としない運送、又は荷主との契約でこれによることとした運送に適用します。
- ②. この運賃及び料金は、時間制の別（8時間制）または1時間ごとに計算します。

(2) キロ程及び時間の計算

走行キロ及び作業時間の計算は、次により行います。

- ①. 荷主の指定した場所に到達した時間からその作業が終了した時間までについて行います。
- ②. 走行キロは、1時間につき10キロメートルまで時間制運賃料金に含まれます。10キロメートルを超えた分については、距離制運賃表に掲げてある金額で収受します。

(3) 従業員

運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

(4) 距離制運賃料金適用方の準用

距離制運賃料金適用の6－(2)、(3)、(5)～(8)、(10)～(12)までの事項は時間制運賃料金を適用する場合に準用します。

(5) その他

この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。